

板橋区地域防災計画(令和5年度改定)素案の概要

資料 1
令和5年1月15日
板橋区危機管理部

第1部 総則

計画の目的 (素案P1)

本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という）と、その有する全ての機能を有効に発揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

地域特性・被害想定 (素案P13~P23)

区北部の荒川流域地区が洪水被害による浸水想定区域になっていることに加えて、高齢者単身世帯が多く、逃げ遅れ等が懸念

都の被害想定では、区内で**最大震度7の揺れ**が想定
激しい揺れ等により死者109人、全壊1,961棟、焼失1,189棟と想定（冬の夕方18時、風速8m/秒）

都の被害想定では、区内で、停電、断水、下水道被害、通信不通のライフライン被害が発生すると想定

都の被害想定では、区内で**99,749人の避難者数が発生**すると想定

災害時の課題 (素案P29)

高齢等単身世帯への支援

区北部は高齢者の単身世帯率が高い。高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念

都や自治体からの応援

都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等の応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は、遅れる又は限定されるおそれ
初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要

避難体制の構築

自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方の検討が必要
高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制の検討が必要

復旧・復興への迅速な対応

罹災証明書の交付及び生活再建支援施策を迅速に行う体制の整備が必要
応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保及び、がれき処理体制の構築に取り組むことが必要

減災目標 (素案P29~30)

目標1 区民の命を守る

・2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす）

目標2 区民の生活環境を守る

・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避
・ライフライン事業者等と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民及び帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保
・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復

減災目標を達成するための3つの視点と分野横断的な視点

・主な指標 (素案P30~31)

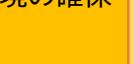
<3つの視点>



<予防> 視点1 自助・共助の促進

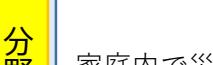


<応急復旧> 視点2 区民の生命と地域の機能を守る応急体制の強化と安全で質の高い生活環境の確保



<復興> 視点3 被災者の早期の日常生活の回復

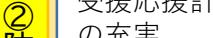
<指標>



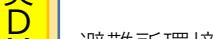
家庭内で災害への備えを講じている区民の割合



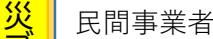
BCM体制の再構築
災害医療体制の確保



受援応援計画等の充実



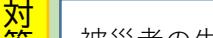
避難所環境の向上



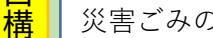
民間事業者との災害協定内容の見直し



要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率



被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理



災害ごみの集積や処理方法の明示

具体化する主要事業 (素案P33)

予防 SDGs

防災ガイドの更新・配布
地区防災計画策定（コミュニティ防災）の推進（18地域）

予防 防災ブランド

いたばし防災+（プラス）プロジェクト

応急復旧 SDGs

府内タイムラインの作成及びReady-Goリストを含む業務継続計画（BCP）の改定
備蓄物資体制最適化計画の改定

応急復旧 防災DX

大規模物流施設と連携した緊急一時退避場所の整備や備蓄物資管理体制の強化

応急復旧 SDGs ハード

民間事業者等との協定内容の見直し

応急復旧 SDGs 人口構造

自治体間連携による広域避難体制の構築

応急復旧 防災DX

防災関連システムの機能強化

応急復旧 SDGs

要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

復興 SDGs ハード

民間事業者等との協定内容の見直し【再掲】

復興 SDGs ハード

・生活復興マニュアルの改定
・都市復興マニュアルの改定
・災害廃棄物処理計画の改定

第2部 区等の基本的責務と役割

◆第1章 区等の基本的責務と役割 (P39~)

- 令和5年4月1日の組織機構改編に伴う修正。《第2節》
- 医療救護班を医療・保健対策班に名称変更。《第2節》



第3部 災害予防計画

◆第1章 区民と地域の防災力向上 (P65~)

- 自助の備えとして、**個別避難計画の作成**、**備蓄の強化**、住民の防災意識向上策の強化などを追加。《第1節》
- 地区の住民や事業所などが、災害特性に応じた**地区防災計画**を策定し、平時の訓練などにおいて実効性を高める取組を追加。《第2節》
- 「マンション防災における自助・共助の構築」の節を新設。《第3節》



◆第2章 水害予防対策 (P89~)

- 集中豪雨による水害等への不安を減らすため、住民が**自主的に避難**できる体制づくりについて追加。《第1節》



◆第7章 情報通信の確保 (P150~)

- 地域住民への情報提供手段として**LINE**、デジタルサイネージを追加。《第2節》
- 災害広報情報は**地図情報等を活用**して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう検討することを追加（第4部第3章再掲）。
- 障がい者の特性に配慮した情報伝達手段の充実を図ることを追加。《第2節》



◆第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進 (P202~)

- 区民の日常備蓄の取組や食物アレルギー・感染症に配慮した備蓄、効率的な物資調達を推進することを追加。《第1節》

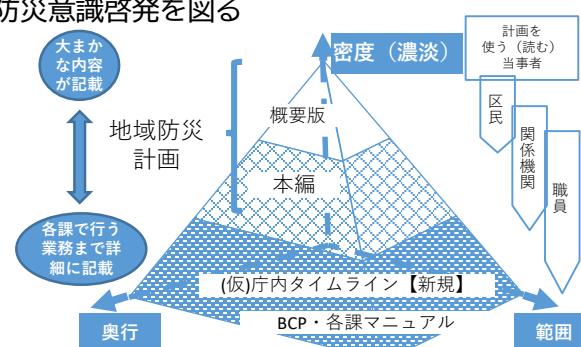


区民向けの概要版の作成

区民向けに計画の概要版を作成し、区民の防災意識啓発を図る

■概要版の作成方針

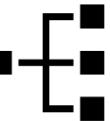
- ①自助・共助の依頼**
 - 区の公助は限界があるため、自分の身は自分で守るように、自助・共助を進めてもらいたいことを説明
- ②公助の紹介**
 - 区の備蓄物資の状況や受援対策などの区の備えを説明



第4部 災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）

◆第1章 初動態勢 (P229~)

- 災害時に所属職員が自発的に行動できる効果的な業務継続マネジメント（BCM）体制を構築するため、**非常配備態勢の種別に応じて措置すべき事項・指示命令（コマンド）**を定めた**初動マニュアル・Ready-Goリスト**を改訂することを追加。《第1節》
- 全庁的な防災行動を整理した**庁内タイムライン**を新たに作成することを追加。《第1節》



◆第6章 避難者対策 (P328~)

- 災害関連死を減少させるため、**区民が区外の協定締結自治体へ広域避難できる体制**を構築することを追加。《第6節》



◆第7章 物流・備蓄・輸送対策 (P366~)

- 調達（備蓄）計画は、令和4年度に実施された都の被害想定をもとに定めること、**備蓄物資の総量については、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえて検討**することを追加。《第2節》
- 舟渡四丁目南地区に竣工予定の民間大規模物流施設と連携し、当該地区を**支援物資の保管・輸送拠点として物流システムを活用**し、運用することについて検討を進めることを追加。《第3節》



◆第11章 噴火降灰対策（新設） (P411~)

- 情報収集・伝達、交通・ライフラインの応急対策、宅地等の降灰処理について記載。



第5部 災害応急・復旧対策計画（風水害編）

◆第7章 避難者対策 (P546~)

- 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成**及び**避難訓練の実施**の義務化を追加。《第1節》
- 高台への**水平避難**を基本的な避難行動とし、家屋倒壊等氾濫想定区域に**緊急一時退避場所**を確保すること、緊急一時退避場所からの避難経路の検討、高台や緊急退避場所へ避難する猶予がないと判断した場合に**垂直避難**を呼びかけることを追加。《第3節》



第6部 災害復興計画

◆第5章 災害復興計画の策定 (P608~)

- 板橋区災害復興基本方針の策定にあたり配慮する事項を見直し。《第1節》



第7部 南海トラフ地震編

- 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件を追加 (P631)。



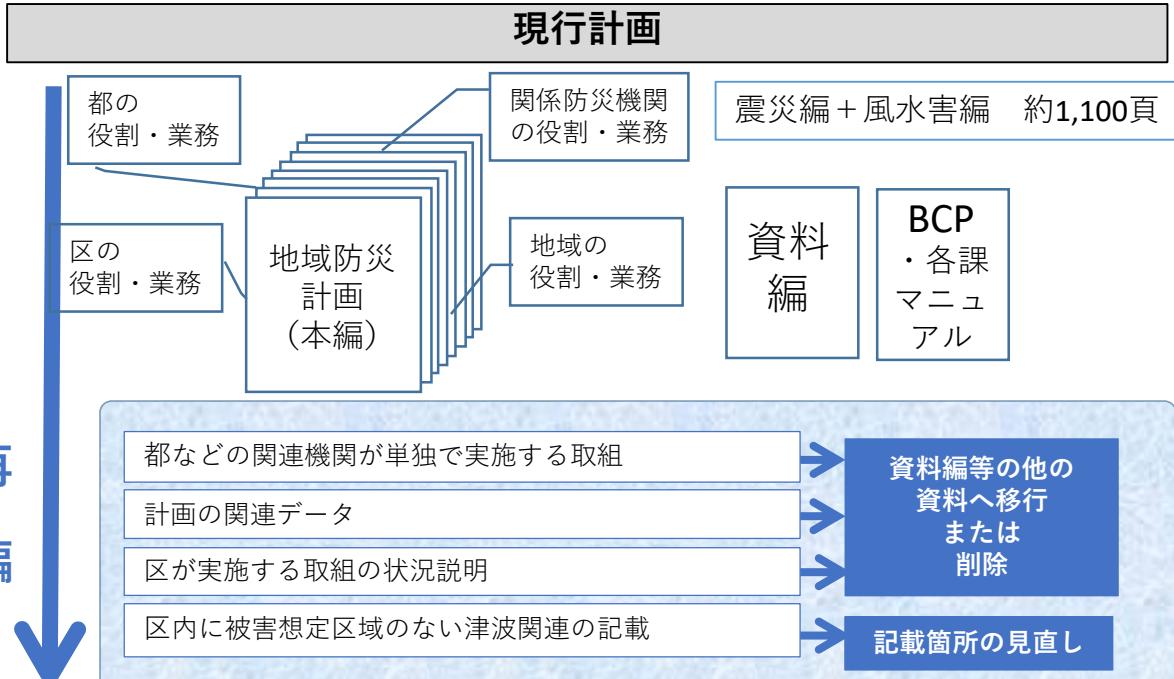
日程	策定スケジュール
11月7日 (火)	庁議 (素案)
11月28日 (火) ~ 1月5日 (金)	関係機関意見照会
12月11日 (月)	災害対策調査特別委員会 (素案)
12月15日 (金)	防災会議 (素案)
12月16日 (土) ~ 1月5日 (金)	パブリックコメント
1月 ~ 2月	原案作成 (庁議・特別委員会)
3月27日 (水)	防災会議 (原案) 承認

板橋区地域防災計画(令和5年度改定)の再編のポイント

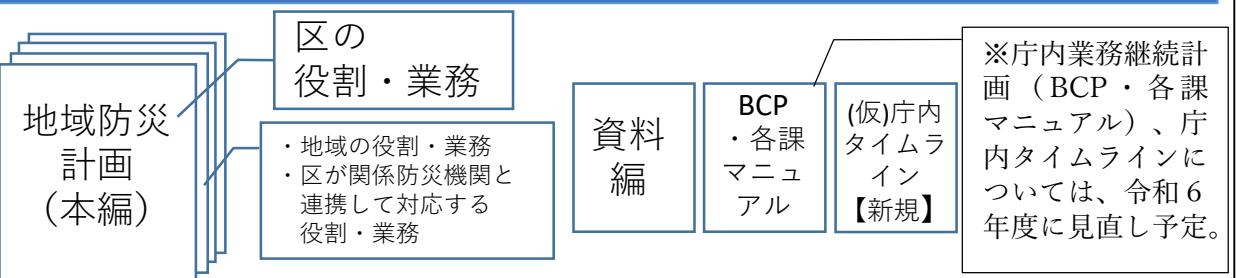
区が主体的・能動的に講ずる防災対策を中心とした記載

現行の板橋区地域防災計画（以下、現行計画という。）の本編（震災編及び風水害編）について、区及び関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画という位置付けを維持しつつ、区が主体的・能動的に講ずる防災対策を簡便かつ明確に記載する構成に再編する。

現行計画



改定計画



区民向けの概要版の作成

区民向けに計画の概要版を作成し、区民の防災意識啓発を図る

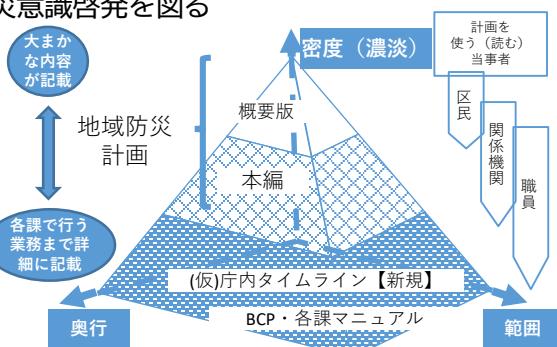
■概要版の作成方針

①自助・共助の依頼

- 区の公助は限界があるため、自分の身は自分で守るように、自助・共助を進めてもらいたいことを説明

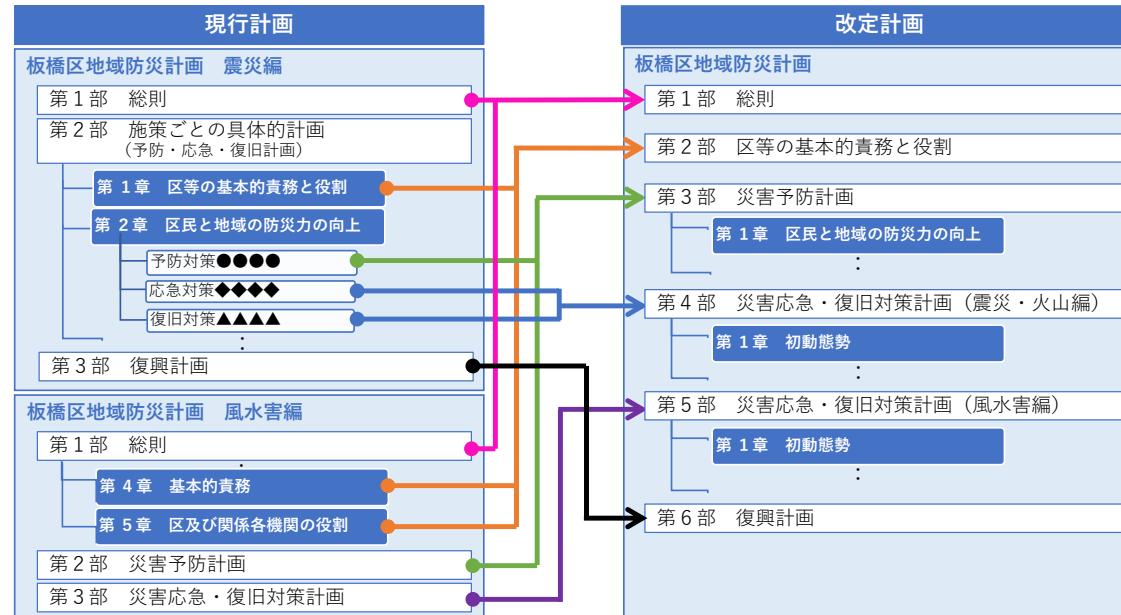
②公助の紹介

- 区の備蓄物資の状況や受援対策などの区の備えを説明



タイムラインの視点を取り入れた構成への見直し

- 「いつ・誰が・何をするか」の時系列で整理
- 震災編、風水害編の2つの本編構成から、区の本編として1つにまとめる



タイムライン:災害の発生が予測されるとき、または災害が発生したときに、時間経過に応じてどのような行動をとるべきかを事前に考えて決めておく防災行動計画
横軸: 時間の経過

